

## 指定管理者の指定について（港区立障害者グループホーム南青山）

本案は、障害者グループホーム南青山の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立障害者グループホーム南青山	港区南青山二丁目6番3号

○指定管理者 世田谷区鎌田三丁目16番6号  
社会福祉法人大三島育徳会

○指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

※令和7年4月1日に新たに開設する施設です。